

宿泊税の制度概要（案）

【宿泊税の目的】

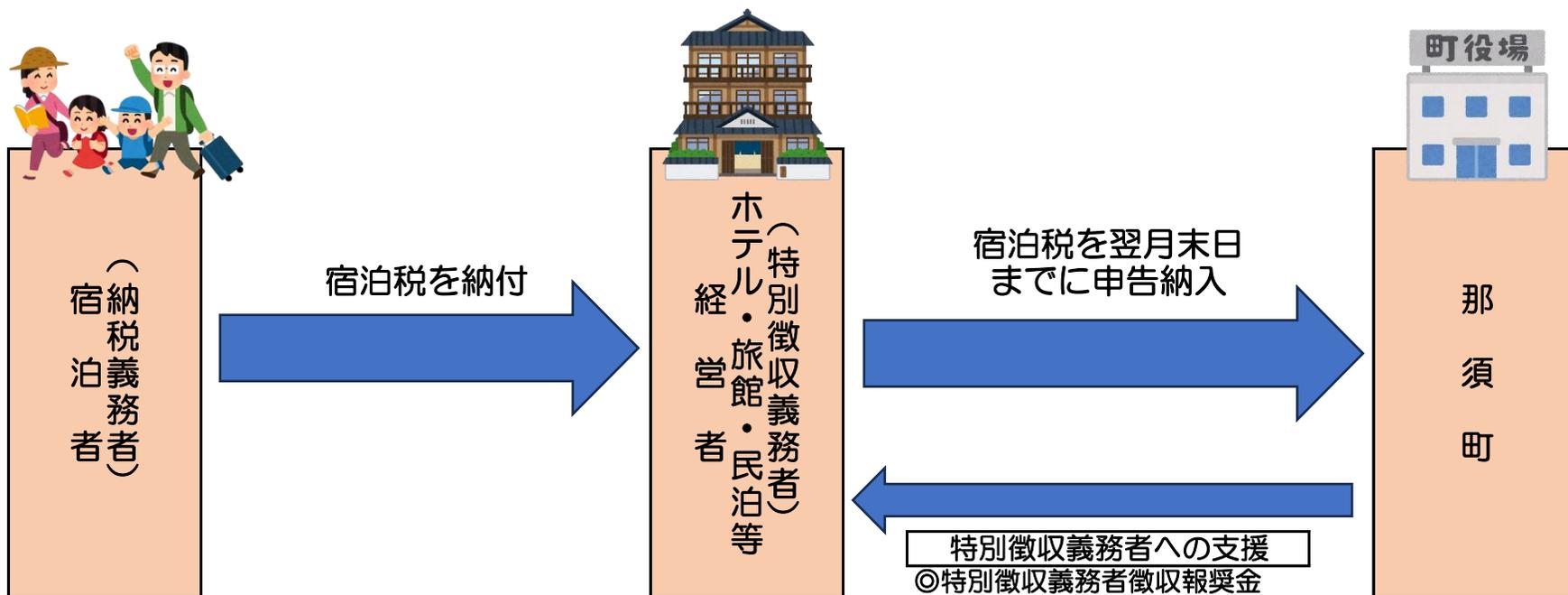
国内外から選ばれ続ける観光地として発展していくことを目指し、歴史ある温泉や雄大な自然環境など多様な観光資源を磨き上げ、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を導入する。

【宿泊税の概要】

納税義務者	那須町内の旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、民宿、ペンション、簡易宿所及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる民泊）に宿泊する者	
税率	宿泊者1人1泊につき、次の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。	
	宿泊料金が10,000円未満の場合	100円
	宿泊料金が10,000円以上20,000円未満の場合	300円
	宿泊料金が20,000円以上30,000円未満の場合	500円
	宿泊料金が30,000円以上50,000円未満の場合	800円
	宿泊料金が50,000円以上100,000円未満の場合	1,500円
	宿泊料金が100,000円以上の場合	3,000円
※宿泊料金は食事代、消費税、入湯税等を除く素泊まり料金		
収入見込額	3億円（平年）	

課 税 免 除	1. 年齢12歳未満の者 2. 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生及び引率者
徴 収 方 法	特別徴収 ※宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）が宿泊者から宿泊税を預かり毎月1ヶ月分を申告、納付する。
制度の見直し	条例施行3年後に見直しについて検討し、以降は5年ごととする ※条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加え、必要な措置を講ずる。
施 行 予 定	令和8年（2026年）10月

宿泊税納入のスキーム



- 特別徴収義務者への支援
- ◎特別徴収義務者徴収報奨金
納入額の3%
(導入5年間は3.5%)
 - ◎システム整備費補助金
宿泊税導入に伴うシステム
改修等の費用を補助
補助率1/2、限度額50万円

町独自の観光施策に充当